資　料　２
練馬区基本構想審議会
平成 20 年 8 月 25 日

地域コミュニティのあり方について～　委員の意見から～

＜なぜ地域コミュニティが必要なのか＞
・ 行政だけでは福祉をはじめさまざまな課題の発見や解決はできない。地域や家族の協力、区民の横のつながりが必要。

＜地域コミュニティの現状は＞
・ 町会・自治会が高齢化している。また、加入率が４割程度と低下している。
・ 大規模マンション等が建設されても町会・自治会の結成・加入にいたっていない場合が多い。
・ ワンルームマンション等に居住する若い世代は地域のことに関心が薄い。
・ 高齢者だけの世帯の場合、町会・自治会の役割を引き受けるのが難しいなどの理由で加入をためらう方も少なくない。
・ 小学校の学校区を中心とした地域の結びつきが崩れてきている。

＜どうすれば地域コミュニティが活性化できるのか＞
視点①防災・防犯など安全安心をテーマにしたきっかけづくり
・ 防災活動がきっかけで、公選による 40 代の自治会長が誕生。何かのきっかけによって、内側からやる気になることが重要。
・ 住民の意識が高い防災・防犯といった分野から町会に対する関心を醸成し、巻き込んでいくと効果的ではないか
・ 目的の一つに「安全安心できる地域社会」を掲げることで若い世代を巻き込む
視点②参加しやすい組織に
・ 光が丘団地では、町会・自治会の加入率が高く、老人会を立ち上げ、団塊の世代の 60 歳前後から加入して様々なサークル活動を運営。少しでも多くの人が参加できるような取り組みが必要
・ 時代の趨勢に適合した町会・自治会にするための行政の支援が必要。
視点③基本的なエリア
・ コミュニティが生活の場として機能するよう、基本的な住区を明確に形作ることも必要。そこには行政職員も入って、住民の代表も入る

＜地域コミュニティのめざす状態＞
・ 人と人とのつながりのある暮らし
・ 生活の場として機能している
・ 教育を担う地域力～子どもたちを健全に育成するだけでなく、練馬区民としてのふるさと意識を醸成
・ 地域力を高めて安全・安心な地域社会（防犯・防災、地域福祉）

＜方向性のイメージ＞

（１）身近な地域を基盤とする地域づくり

①小学校区を拠点とした活動による地域づくり

・ 地域活動の拠点としての小学校。ＰＴＡ活動、避難拠点運営連絡会、地域スポーツ文化団体、学校応援団、地域防犯防火連携組織など地域住民が世代を越えてつながれる場。

②町会・自治会など地域を基盤とする組織の活性化

・ 現在そこに住んでいる住民すべてを網羅する。学区外への通学者世帯や、学齢期の子どものいない世帯もカバー

（２）目的別・機能別活動の活用

①地域人材の活用

・ 地域福祉パワーアップカレッジねりまの参加状況からみても区民の意識は活発
・ ボランティアの活用も大切
・ 地域でリーダーとして活躍できる人材の育成が重要

②地域施設等の活用

・ 地域再生やコミュニティ・メディア・センターとして情報伝達機能などの区民図書館の持つ意義に注目し、その機能の拡充・充実が必要
・ ＮＰＯ活動支援センターの充実

＜そのほかに考えられる方向性の視点＞

・ 場の充実
・ 手段の充実（ＩＣＴの活用ほか）など

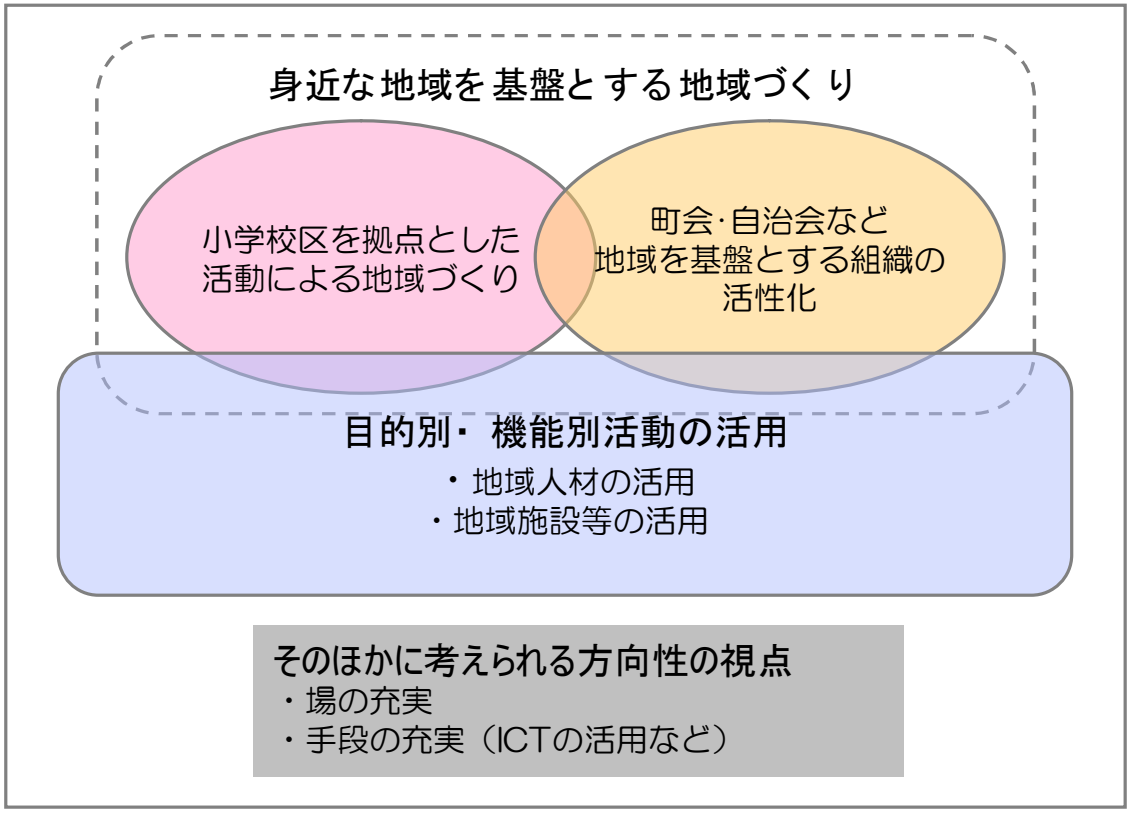

資　料　２－２
練馬区基本構想審議会
平成20年8月25日

練馬区内の地域活動の状況

（1）練馬区内の主な地域活動組織

	組織名	組織数等
身近な地域の活動	町会・自治会	258町会・自治会、加入世帯数139,753（平成20年7月1日現在） 地域住民の親睦活動のほか、地域清掃・環境美化、資源回収、防災、防犯、児童の見守り、地域福祉、まちづくりなど地域の諸課題に取り組む
	民生児童委員協議会	民生児童委員は厚生労働大臣が委嘱する特別職の公務員。区全体の民生委員・児童委員の定数は567名。区内20地区に分かれて活動
	商店会	110商店会（平成19年6月1日現在）
	防災会	消火、救出援護等の活動により、まちを守ることを目的とする組織。282組織（平成20年4月1日現在）
	市民消火隊	避難拠点周辺および避難路、火災危険度の高い地域の消火を目的とする組織。18組織（平成20年4月1日現在）
	老人クラブ	139クラブ。会員数12,209人（平成20年7月1日現在）
小中学校区等を単位とした活動	青少年委員	小学校区ごとに1名を区長が委嘱する非常勤の地方公務員。青少年の健全育成のために活動。青少年委員会を組織し、区内10地区でブロック活動も行う
	PTA・父母の会など	小中学校や幼稚園・保育園等を単位に活動
	学校開放運営委員会	校庭・学校図書館・教室・体育館などの学校施設を開放している区立小中学校と地域の住民による運営組織。50団体（平成20年4月1日現在）
	学校応援団	学校開放運営委員会にPTA関係者、町会・青少年委員などを加えた地域住民を主体に小学校を応援する組織。「児童放課後等居場所（ひろば）づくり事業」と「学校開放事業」を行うほか、「安全管理事業」（登下校時の交通安全誘導や、校外学習時の引率補助）を実施している応援団もある。平成20年8月1日現在26校で設立。平成22年度までに全区立小学校での設立をめざしている
	避難拠点運営連絡会	災害時に避難拠点となる全区立小中学校103校ごとに設立された、地域住民による避難拠点内の運営協力、避難者の支援等の活動を目的とする組織
	地域防犯・防火連携組織	小学校区域を単位として、PTA、町会・自治会、商店会などの住民団体や、学校・児童館等の区立施設が連携して児童の見守りを中心とした自主的防犯・防火活動を行うための連絡組織。19年度末時点で2組織設立
地域施設を単位とした活動	地区区民館運営委員会（協議会）	地区区民館は、地域住民の相互交流と自主的活動を促進し、子どもから高齢者まで交流する施設として22館開設。施設の運営について協議する地域住民の組織として、22の館ごとに設置。夜間と土日祝日の運営を21館に委託。昼間の業務についても22館中８館で運営委員会（協議会）に委託。
	地域集会所管理運営委員会	地域の住民の身近な集会施設として区内17か所に設置した地域集会所を管理・運営する、地域住民による組織

17地域単位の活動	青少年育成地区委員会	区民事務所および出張所の旧所管区域（17地区）を単位に組織された、青少年の健全育成と青少年をめぐる社会環境の浄化を目的とした組織。現在、約2千名の委員が活動。
	地区祭実行委員会	区民事務所および出張所の旧所管区域（17地区）を単位とし、青少年育成地区委員会、町会・自治会等の地域のさまざまな団体を母体として組織
3～6地域単位の活動	防犯協会	3警察ごとに設置。地域安全運動、防犯意識啓発活動
	交通安全協会	3警察ごとに設置。交通安全運動、交通安全普及啓発活動
	消防団	消防団員は、地方公務員法および消防組織法に規定された非常勤の特別職地方公務員。特別区においては区長が任免する。消防署の管轄ごとに3団・23分団。団員の総定員数790名
	緑化協力員	約100名の緑化協力員が区内4ブロックにわかれて活動
	ファミリーサポート（育児支えあい）事業援助会員	平成20年8月1日現在、334人が援助会員として登録。郵便番号別4地域に分かれて活動
	総合型地域スポーツクラブ（SSC）	6つの区立体育館を活動拠点として設立された、地域の住民が自主的に会費で運営する地域スポーツクラブ。14年度にNPO法人の認証取得
その他	生涯学習団体	さまざまな分野で自主的な学習・スポーツ活動を展開している1,666団体が教育委員会に登録（平成20年3月末現在）
	地域福祉団体	練馬区地域福祉団体紹介ブック（平成20年3月発行）では68団体を紹介
	特定非営利活動法人（NPO法人）	内閣府認証26団体、東京都認証185団体（平成20年8月20日現在）

（２）練馬区内の「特定非営利活動法人」数

内閣府認証団体数　２６団体

（参考）

活動分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
団体数	14	11	10	9	10	5	5	4	7	1	10	3	3	4	7	2	15

東京都認証団体数１８５団体

（参考）

活動分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
団体数	108	76	48	64	37	11	12	23	38	17	69	10	5	13	24	6	107

（１団体で複数の分野で活動している団体もあるため、各分野の団体数の合計は、認証団体数を超えている。）

注：特定非営利活動促進法第２条で定める活動（17 分野）

1　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2　社会教育の推進を図る活動
3　まちづくりの推進を図る活動
4　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5　環境の保全を図る活動
6　災害救助活動
7　地域安全活動
8　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9　国際協力の活動
10　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11　子どもの健全育成を図る活動
12　情報化社会の発展を図る活動
13　科学技術の振興を図る活動
14　経済活動の活性化を図る活動
15　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16　消費者の保護を図る活動
17　前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

団体数は、平成 20 年８月 20 日現在
出典：内閣府国民生活局市民活動促進課